

処遇改善加算および特定処遇改善加算の支給に関する規定

(目的)

第1条 厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度に基づき、当法人職員に対し支給する処遇改善支給額について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 当法人の常勤職員および有期雇用契約を結ぶ非常勤職員の内、厚生労働省の定める処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、処遇改善加算手当を支給する。

(支給額)

第3条 処遇改善加算支給額は、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算制度の支給基準に則り、支給額を定める。

(支給方法)

第4条 処遇改善加算等支給額の支給方法は、別紙 支給基準表に則り、年度定期昇給・月額処遇改善手当及び年度末一時金として支給する。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善加算等支給額の年度末一時金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

(その他)

第6条 この規定は、支給の根拠となる制度が終了すると同時に廃止するものとする。

(附則)

令和2年4月1日施行

令和3年3月12日改訂

令和5年12月8日改定

令和7年3月1日改定

支給基準表

1 処遇改善加算支給対象者

(1) 次のいずれかの職種に従事する者を対象とする。

第2条に準ずる

2 処遇改善加算支給額

(1) 処遇改善加算月額支給及び給与規定による定期昇給分として支給する

(2) 第3条に準じて年度末一時金として支給する

・社会保険加入者に対して、一律同額を支給する。

処遇改善加算制度の支給基準に則り、下の計算式により算出する。

$$\frac{\text{処遇改善加算給付額} - (1) - \text{社会保険未加入者への年度合計支給額}}{\text{社会保険加入者数}} + \text{法人負担調整額}$$

・社会保険未加入者に対する年度末一時金として、一律同額（6万円）を支給する。但し上記社会保険加入者の年度末一時金が6万円を下回る際には、その額と同額を支給する。

3 処遇改善加算等その他支給基準

(1) 月半ばからの中途採用者については翌月から支給対象とし、月割りで算定する。

(2) 傷病・育児等の休暇申請者は月割りで算定する。（10日以上の勤務がある月は支給対象とする。）

(3) 社会保険未加入から加入になった非常勤職員は、月ごとに計算し合算する。

(4) 支給計算後100円未満は切り捨てる。

(5) (2)以外の欠勤のある月は支給対象としない。（社会保険未加入者は対象外とする）

(6) 社会保険加入の職員に対して、処遇改善加算による年度末一時金の支給額は全ての職員が同額となるよう試算を行う。また、法律等の制度上において支給対象にならない者に対しては、対象職員と同等の金額を法人負担で支給するものとする。

(7) 上記に関わらず、対象年度に懲戒等の処分を受けたものに対しては、理事長の判断において不支給および減額等の処置ができるものとする。